

緊急事態が終了後の飲食、職場の場面における感染予防対策について

3月21日をもって緊急事態が終了されましたが、緊急事態宣言解除後においても、これまでの経験を踏まえた感染対策の取組が重要となってきます。

令和3年2月4日の事務連絡において、「飲食の場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」及び「職場における新型コロナウイルス感染症対策防止宣言～5つのポイント～」をご活用いただき、5つのポイントを遵守していることが確認できた場合には、対策の実施店舗や企業webページ等に掲載する形で社内外へ周知いただくようお願いをさせていただいておりましたが、今回、参考資料（「飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」）のとおり5つのポイントのチェックリストについて、フォーマットが見直されましたので、改めて飲食店や職場における感染防止のための取組を勧奨するよう、ご協力をお願いいたします。

加えて、年度の初めにあたり研修の機会が多くなり、人の移動、飲食の場面が多く想定されることから、下記資料（「年度当初の研修での留意事項について」）のとおり留意事項をとりまとめました。

研修を実施する際には、留意事項をご参照いただき、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようお願いいたします。

引き続き、感染防止対策へのご協力をお願いするとともに、毎度のことで大変恐縮ですが、会員企業・団体への周知にもご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

<資料>

- 飲食の場面及び職場におけるコロナ感染症対策のお知らせ

https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_shokuba_taiou_20210322.pdf

- 年度当初の研修での留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210323.pdf

- 令和3年2月4日事務連絡

：緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf